

平成28年度 中部保健所行動計画

I 健康寿命日本一に向けた取り組み①～健康づくりの推進～

- ・地域・職域健康づくり推進協議会の開催や市と協働した健康経営事業所の拡大など地域保健と職域保健の効果的な連携を支援します。
- ・健康応援団の拡大やうま塩プロジェクトの推進など健康づくりの環境整備に取り組みます。
- ・各市健康づくり計画、データヘルス計画の推進を支援します。
- ・健康づくりにかかる住民主体の組織活動の促進を支援します。

I 健康寿命日本一に向けた取り組み②～地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携～

- (中部保健所)
- ・各市の在宅医療・介護連携事業の効果的な実施を支援します。
 - ・地域ケア会議等の参画により、地域課題解決に向けた体制整備への支援をします。
 - ・「入退院に伴う病院とケアマネジャーとの情報共有ルール」の周知、モニタリングを行い、医療・介護連携を推進します。
 - ・中部圏域地域医療構想調整会議を開催し、地域医療構想の実現をめざします。
- (由布保健部)
- ・在宅医療・連携推進事業を通じた、管内関係機関・職種の資質向上と連携強化をめざします。
 - ・自立支援型ケアマネジメントの実現と「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進を支援します。
 - ・中部圏域地域医療構想調整会議を開催し、地域医療構想の実現をめざします。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ・関係機関との防災訓練や災害対応マニュアルの更新等を行い、災害時に保健所業務を遂行できる体制整備に引き続き取り組みます。
- ・健康危機管理連絡会議や感染症発生に備えた訓練を実施し、関係機関等との連携を進めながら、健康危機管理体制のさらなる充実をめざします。
- ・研修、適時の情報提供等を通じ、施設等での感染症や食中毒の未然防止の取組を引き続き支援します。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・おおいたうつくし推進隊(仮称)の活動支援や環境教育の実施等により市民参加型の環境保全活動の推進します。
- ・立入検査計画に基づく監視指導により事業場排水対策を推進します。
- ・浄化槽法定検査未受検者等への指導や浄化槽の適切な維持管理、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についての啓発により生活排水対策を推進します。
- ・流域会議の運営を支援し、水質保全に関する取組を支援します。

I 健康寿命日本一に向けた取り組み① ～健康づくりの推進～

現状と課題

- ・お達者年齢(介護保険の要介護1までの人を健康とする)*¹が県平均に比べて低い。
 <男性>臼杵市78.05歳 津久見市76.83歳 由布市78.23歳 (大分県78.58歳)
 <女性>臼杵市83.18歳 津久見市83.11歳 由布市83.26歳 (大分県83.52歳)
- ・臼津地域は生活習慣病有病率が高く、また若年者の肥満、野菜不足、薄味の意識の低さの課題が明らかになっており*² 働き盛りへの働きかけが必要である。
- ・由布市、津久見市ではインセンティブ付与として健康マイレージ事業を行っているが、事業所の活用は十分とは言えず、健康マイレージを活用した健康づくりを職域へ周知することが必要である。平成28年度は、管内全市が健康マイレージ事業を実施する。
- ・各市では、第2期健康増進計画、データヘルス計画、第6期介護保険事業計画を策定し、ライフステージに応じた健康づくりに取り組んでおり、各種計画の進捗を支援する必要がある。

*1 資料:大分県健康指標計算システム(福祉保健企画課)平成22～26年の平均値「介護保険制度による要介護1までの人を健康とする」として算出。県が独自に算出するものを「お達者年齢」と名称。

*2 平成26年度臼津地域における就労者の健康実態調査(中部保健所)

保健所が実施すべき対策

- 1 地域保健と職域保健の連携推進
 - (1)地域・職域健康づくり推進協議会の開催
 - (2)市と協働した健康経営事業所の拡大
 - 登録事業所の拡大
 - 登録事業所に対する認定に向けた支援
 - 健康経営講座の実施
- 2 健康づくりの環境整備
 - (1)健康応援団(食の環境整備部門、受動喫煙対策部門)の拡大
 - (2)うま塩プロジェクトの推進
 - (3)健康マイレージ事業と連動した健康づくり
- 3 各市健康づくり計画、データヘルス計画の推進支援
生活習慣病担当者会議等の開催
- 4 健康づくりにかかる住民主体の組織活動の促進支援
地域づくりによる介護予防推進事業への参画支援

目標指標

- 1 地域保健と職域保健の連携推進
 - (1)地域・職域健康づくり推進協議会の開催と作業部会の立ち上げ
 - (2)健康経営登録事業所 50ヶ所→57ヶ所
健康経営認定事業所 13ヶ所→20ヶ所
健康経営講座の参加事業所数 30ヶ所
- 2 健康づくりの環境整備
 - (1)①食の環境整備部門 28ヶ所→30ヶ所
②受動喫煙対策部門 13ヶ所→20ヶ所
 - (2)うま塩メニュー提供登録店 3ヶ所→4ヶ所
 - (3)健康マイレージを活用した事業所数 10カ所
- 3 各市健康づくり計画、データヘルス計画の推進支援
生活習慣病担当者会議等の開催回数(月1回)
- 4 健康づくりにかかる住民主体の組織活動の促進支援
地域づくりによる介護予防推進事業の実施地区数

I 健康寿命日本一に向けた取り組み② ～地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携～

現状と課題

- ・高齢化率(H26.10.1現在) 臼杵市36.7% 津久見市38.2% (県29.6%)
- ・介護認定率(H27.1月現在) 臼杵市18.7% 津久見市19.3% (県19.3%)
- ・臼杵市 男性 お達者年齢* 78.05歳 平均寿命79.53歳 女性 お達者年齢* 83.13歳 平均寿命85.93歳
津久見市 男性 お達者年齢* 76.83歳 平均寿命78.69歳 女性 お達者年齢* 83.11歳 平均寿命86.93歳
- ・臼杵市医師会が平成24年度から、津久見市医師会が平成25年度から在宅医療連携拠点事業を実施し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を実現できるよう包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを進めてきた。平成28年度からは、介護保険法の地域支援事業における在宅医療・介護連携事業として位置づけられ両市が取り組むことになり、その円滑な実施に向けた体制整備が必要である。
- ・平成26年度に、国のモデル事業である医療介護連携実証事業を実施し、中部医療圏域「入退院に伴う病院とケアマネジャーとの情報共有ルール」を策定し、平成27年4月から運用を開始した。今後さらに医療と介護の連携を推進するために、「情報共有ルール」の周知及び評価が必要である。
- ・平成28年度中に、大分県地域医療構想が策定される予定であり、保健所は地域医療構想調整会議を開催し、その実現に向けて医療機関やその他関係機関等との調整など主導的な役割が求められる。

*資料：大分県健康指標計算システム(保健福祉企画課)平成22～26年の平均値「介護保険制度による要介護1までの人を健康とする」として算出。県が独自に算出するものを「お達者年齢」と名称。

保健所が実施すべき対策

- 1 各市の在宅医療・介護連携事業への支援
各具体的取組項目の企画運営への支援・参画
- 2 地域課題解決に向けた体制整備推進への支援
(1) 地域ケア会議への参画
(2) 地域包括ケア推進会議、地域課題検討会等への参画
- 3 地域包括ケアシステムを支える関係者の人材育成
(1) 自立支援等に関する研修会の開催
(2) 関係機関の連携に関する研修会の開催
- 4 医療・介護連携の推進
(1) 中部圏域「入退院に伴う病院とケアマネジャーとの情報共有ルール」の周知
(2) 「情報共有ルール」運用状況のモニタリング
- 5 地域医療構想の実現
中部圏域地域医療構想調整会議の開催

目標指標

- 1 各市の在宅医療・介護連携事業への支援
コアメンバー会議(医師会、市、保健所、包括支援センターで構成)、推進会議(地域の関係者で構成)等を通じた事業の企画運営への参画
- 2 地域課題解決に向けた体制整備推進への支援
(1) ケア会議への参画 各市2回/月
(2) 地域包括ケア推進会議、地域課題検討会等への参画
- 3 地域包括ケアシステムを支える関係者の人材育成
実施回数、参加者人数、参加事業所・関係機関数
- 4 医療・介護連携の推進
入退院に伴う情報共有の連絡調整率の上昇
- 5 地域医療構想の実現
中部圏域地域医療構想調整会議の開催(1回)

I 健康寿命日本一に向けた取り組み② ～地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携～

現状と課題

【現状】

- ・医療と介護の連携のため、H25年度から湯布院病院(事務局)、由布市地区医師会、由布市、由布保健部が連携し在宅医療連携拠点事業を展開、平成27年度からは介護保険の地域支援事業(在宅医療連携推進事業)として由布市が事務局となり事業を継続している。平成28年度からは事業推進体制は変わらないが、予算がこれまでの基金から介護保険からの持ち出しとなる。
- ・入退院に伴う病院とケアマネジャーとの連携のための情報共有ルールをH27年4月から運用を開始した。H27年8～10月に実態調査およびヒアリングを行い、病院・居宅介護支援事業所ともに順調に運用できていることがわかった。
- ・平成28年度中に、大分県地域医療構想が策定される予定であり、保健所は地域医療構想調整会議を開催し、その実現に向けて医療機関やその他係機関等との調整など主導的な役割が求められる。

【課題】

- ・由布市における在宅医療連携推進事業は、由布地域の関係機関の多職種で事業推進しているが、今後は、市民に向けた地域包括ケアの考え方の普及啓発が必要である。
- ・由布市の地域支援事業のメニュー化や生活支援の実施団体の育成、支援が必要である。
- ・認知症対策は、市の関係課が一体となって、これまでできていなかった事業を実施していく必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 由布市における在宅医療連携推進事業を通じた、管内関係機関、職種の資質向上と連携強化**
 - (1) 由布地域包括ケア推進協議会(事務会議、推進会議、班活動)メンバーとして、引き続き参画し、事業推進に関する企画、運営支援を行う。
 - (2) 地域の看護職や福祉施設に勤務する関係職種の連携(看護の地域ネットワークと連携した相互研修の実施)
 - (3) 市と協働した情報共有ルールの利用促進
 - (4) 認知症ケアパスの作成や認知症初期集中支援チームの設置などの支援
- 2 自立支援型ケアマネジメントの実現と「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進**
 - (1) 生活支援コーディネーター、協議体設置や市民向け講座開催の支援
 - (2) 由布市地域ケア会議の充実、強化支援
- 3 地域医療構想の実現**
中部圏域地域医療構想調整会議の開催

目標指標

- 1 由布市における在宅医療連携推進事業を通じた、管内関係機関、職種の資質向上と連携強化**
 - (1) 由布地域包括ケア推進協議会(事務会議、推進会議、班活動)への参画
 - (2) 相互研修への参加施設数 15施設
(※Base Line: 10施設 平成27年度看護ネット相互研修参加施設)
 - (3) 情報共有ルールの進捗管理に際し企画段階から市が参加できたか
 - (4) 認知症ケアパスの作成、認知症初期集支援チームの設置ができたか
- 2 自立支援型ケアマネジメントの実現と「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進**
 - (1) 生活支援に係る実施団体の増加 16団体
(※Base Line: 14団体 平成27年度由布市の把握する団体)
 - (2) 介護予防圏域検討会議の開催 2回 ケア会議への参画 1～2回/月
- 3 地域医療構想の実現**
中部圏域地域医療構想調整会議の開催(1回)

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

現状と課題

- ・健康危機事案の発生予防や発生時の被害拡大防止のため、迅速、適切に対応することが必要であり、これまで、健康危機管理連絡会議や感染症対策の研修の実施等、健康危機事案発生に備えた体制を整備してきた
- ・災害発生に備え、防災訓練への参加、災害時対応マニュアルの整備等を行っているが、今後高い確率で発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時にも保健所として必要な機能が果たせるよう、関係機関等と協力して対応できるよう体制づくりを進める必要がある。
- ・新型インフルエンザ、エボラ出血熱等の新興・再興感染症等の発生に備え、関係機関・団体等との連携を含めた体制の整備を進め、健康危機事案への対応能力の強化を図る必要がある。
- ・感染症や食品による健康被害への対策として研修や実地指導の実施、マニュアルの見直し等を通じて知識や実技の普及等を行い、施設等でも対策に取り組んでいるが、感染症の発生事例は散見されている。発生時には現地指導を実施するなど必要な支援を行っているが、今後も施設等が感染症等の未然防止や拡大防止のために適切な対応がとれるよう、引き続き支援を続けていく必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 災害対応機能の整備・強化
 - (1) 大規模災害時に市や医療機関など関係機関と連携して対応できる体制の確保・強化
 - (2) 大規模災害時に保健所機能を維持できる体制の整備
- 2 健康危機管理体制のさらなる充実
 - (1) 情報共有等による関係機関等との連携推進
 - (2) 新興・再興感染症発生に備えた訓練の実施
 - (3) 健康危機管理対策物品の整備
- 3 感染症や食品による健康被害への対策
 - (1) 感染症や食中毒の未然防止、感染拡大防止のための社会福祉施設等の取組の支援
 - (2) 感染症情報の適時適切な情報提供と認知度の向上

目標指標

- 1 災害対応機能の整備・強化
 - (1) 関係機関等と共同の訓練の実施、参加(随時)
(各種防災訓練への参加、衛生携帯電話通話訓練等)
 - (2) 中部保健所災害時対応マニュアル、アクションカードの更新
- 2 健康危機管理体制のさらなる充実
 - (1) 健康危機管理連絡会議の開催(1回)
 - (2) 新興・再興感染症の発生に備えた訓練への参加、実施
(1回)
- 3 感染症や食品による健康被害への対応
 - (1) 消毒インストラクター研修の実施(1回)
 - (2) あなたのまちの感染症情報の更新(毎週)と研修等を通じた利活用の働きかけ(随時)
 - (3) iFAXによる緊急時の情報提供(随時)

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

- ・昨年度、管内の環境保全活動団体と行政機関で構成する地域連絡会が発足した。これらの組織を活用し市民参加型の環境保全活動に拡大する取り組みや児童生徒など若い世代への環境教育を推進することが必要がある。
- ・管内を流れる河川は水道水源や農業用水などに広く利用されている。水質測定結果は概ね良好な状態で推移しているが、一部の河川では「汚れている」等の声があり、水質データと住民の意識に乖離がみられる。水質保全・美化活動を行う団体はあるが、取組が特定の住民に限定されており、拡がり不十分である。
このことから、水質改善や全ての世代が活動に取り組みやすい環境づくりが必要である。
- ・由布地域では、平成26年7月30日、(公財)人材育成ゆふいん財団をはじめ14団体で構成する「豊かな水環境創出ゆふいん会議」が設立され、由布院盆地の河川環境の保全と創造の取組を始めた。湯布院は大分川の源流域であることから、モデル地域として活動を支援するとともに、この取組をさらに拡げていくことが重要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 市民参加型の環境保全活動の推進
 - (1) おおいたうつくし推進隊(仮称)の活動支援
 - (2) 環境教育アドバイザー派遣による環境教育の実施
 - (3) 水質調査、水生生物調査の実施
- 2 事業場排水対策の推進
 - 立入検査計画に基づく監視指導
- 3 生活排水対策の推進
 - (1) 浄化槽法定検査未受検者への指導
 - (2) 浄化槽法定検査不適正事案への指導
 - (3) 浄化槽の適切な維持管理、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についての啓発
- 4 水質保全に関する取組の支援
 - 流域会議の運営支援(技術支援・必要物品支給等)

目標指標

- 1 市民参加型の環境保全活動の推進
 - (1) おおいたうつくし推進隊地域連絡会の開催(各1回)
 - (2) 環境教育アドバイザーの派遣(各3回)
 - (3) 水質調査、水生生物調査(各2回)
- 2 事業場排水対策の推進
 - 立入検査計画の作成及び立入実施数
(中部:30事業場、由布:50事業場)
- 3 生活排水対策の推進
 - (1) 未受検者への指導率(100%)
 - (2) 不適正事案への指導(随時)
 - (3) 浄化槽維持管理講習会の開催(中部:2回、由布:4回)
- 4 水質保全に関する取組の支援
 - 流域会議等開催(由布:3回)